

麻薬小売業者の届（年間届）の記載上の注意

【記載】

印字するか、黒の油性ボールペンでご記入ください。消えるインクのペンや鉛筆は使用しないでください。

【品名】

同一成分であっても品名が異なれば、別に記載して下さい。原末等から倍散、倍液を調製した時は、剤形・規格別に記載してください。また、届出期間中に麻薬を所有していなかった場合（全て0の場合）は、品名欄に「所有なし」と記載してください。

【単位】

下記を参考に、数量の特定が可能なものを記載してください。

例：原末・散剤…g 注射液…A、本 錠剤…T 坐剤…個
カプセル剤…cap 分包製品…包 貼付剤…枚 液剤…mL

【譲受/譲渡麻薬数量】

患者等から返納された麻薬を廃棄した数量（調剤済麻薬の廃棄数量）については、記載の必要はありません。

麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲渡・譲受した麻薬については、許可業者間における譲渡・譲受の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。

【備考】

「麻薬廃棄届」により廃棄した麻薬の数量、「麻薬事故届」により届出した麻薬の数量、帳簿訂正により処理した数量、倍散を予製した場合その旨等を記載してください。

【その他】

- ・記載欄が足りない場合は、あらかじめ用紙をコピーしてご使用ください。
- ・必要事項を記入の上、コピーをとって「控え」として保管してください。
- ・以前に提出した年間届に誤りを発見した場合、訂正する必要がありますので、「麻薬小売業者の届訂正願」により届け出てください。

様式のダウンロード方法

江戸川区公式ホームページのトップページ＞健康・医療・福祉＞衛生＞薬事衛生＞麻薬小売業の免許に関する申請・届出＞麻薬小売業者の届(年間届)を提出する場合＞麻薬小売業者の届訂正願

< 年 間 届 の 記 載 例 >

区 分		令和6年10月1日 現在の 麻薬所有数量	令和6年10月1日から令和7年9月30日 までの譲受または譲渡麻薬		令和7年9月30日 現在の 麻薬所有数量	備 考
品 名	単位		譲受麻薬数量	譲渡麻薬数量		
コデインリン酸塩錠20mg 「タケタ」	T	58	0	42	0	16T廃棄
コデインリン酸塩錠20mg 「DSP」	T	0	200	84	115	1T事故
モルヒネ塩酸塩末	g	5.0	50.0	※30.0	24.2	-0.8g帳簿訂正 ※10%散予製
モルヒネ塩酸塩10%散	g	10.2	※300.0	291.6	18.6	※原末から予製
アンペック坐剤20mg	個	12	55 (5)	35	32	
オプソ内服液5mg	包	8	120	128 (8)	0	

裏面に留意事項があります。ご確認ください。

その他の留意事項

- ・期限の切れたもの、薬価基準の経過措置期間が終了したものは麻薬廃棄届を適宜提出し、保健所職員の立会いのもと早めに廃棄してください。
- ・患者から返却された調剤済麻薬は、廃棄までの期間麻薬保管庫内で他の麻薬と分けて保管し、誤って調剤することのないようお願い致します。廃棄後調剤済麻薬廃棄届の提出をお願い致します。
- ・調剤時に在庫がなく、後日に麻薬のお渡しをした場合は、処方箋の下部の調剤済み日は、処方箋の受付日ではなく、最後に薬を渡した日付で記載してください。
- ・在庫がない場合であっても麻薬帳簿の在庫欄をマイナスでは記載しないようにして下さい。

麻薬免許証の返納について(麻薬免許の許可終了日が令和7年12月31日で、今回継続申請対象の方)

今お使いの麻薬免許証は令和8年1月5日から15日までの返納のため、**それ以前に返納しないようにご注意ください**。詳細は新しい免許証の交付時に、お渡しする「麻薬免許証の返納について」をご覧ください。